

○ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）（第一百八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条又は前条の許可を与えない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること のなくなつた後、三年を経過していない者</p> <p>三 心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことがで きない者として経済産業省令で定めるもの</p> <p>四 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条又は前条の許可を与えない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ とのなくなつた後、三年を経過していない者</p> <p>三 成年被後見人</p> <p>四 （略）</p>